

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成28年12月6日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600375号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600196号

第1 結論

請求者のA社における平成25年12月13日の標準賞与額を53万5,000円に訂正することが必要である。

平成25年12月13日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年12月13日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和42年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年12月13日

請求期間について、A社から賞与が支給されていたにもかかわらず、年金記録には当該賞与の記録がない。年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された年間賃金台帳により、請求者が請求期間に同社から賞与(53万5,575円)の支払を受け、標準賞与額53万5,000円に見合う厚生年金保険料(4万5,796円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届について、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1600337号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1600195号

第1 結論

請求期間について、請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和37年4月10日から昭和42年3月20日まで

私は、昭和37年4月10日から昭和42年3月20日までA事業所に勤務したが、請求期間の厚生年金保険の記録がない。同事業所に勤務していたことは間違いないので、請求期間について年金額に反映されるよう記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所の請求者に係る雇用保険被保険者記録は、取得日、昭和39年10月26日、離職日、昭和41年5月31日とされていることが確認できる上、C共済組合が保管する請求者の組合員資格取得届及び喪失届によると、請求者は、同事業所で昭和39年11月2日に資格取得し、昭和41年6月1日に資格喪失していることから、請求期間のうち、昭和39年10月26日から昭和41年5月31日までの期間については、同事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B事業所は、請求者の勤務状況等について資料は保管しておらず、届出及び保険料納付について不明である旨回答及び陳述している。

また、上述の請求者がC共済組合員であった期間については、C共済組合が保管する退職一時金請求書及び退職一時金計算書によると、退職一時金が請求されていることが確認できる。

さらに、請求者は、請求期間のうち、昭和39年10月26日から昭和41年6月1日まで以外の期間について、A事業所で勤務していたことを確認できる資料を保管していない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求

者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。